

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	白浜町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shirahama.wakayama.jp/soshoki/somu/index.html

執行機関名 白浜町長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	白浜町立保育園条例(平成18年白浜町条例第88号)による保育料に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1 町長の項 白浜町立保育園条例(平成18年白浜町条例第88号)による保育料に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第1条	白浜町立保育園条例(平成18年白浜町条例第88号) 第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による乳児、幼児及びその他の児童(以下「保育児童」という。)の健全な育成を図るため、法第35条第3項の規定に基づき、保育園を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		白浜町立保育園条例(平成18年白浜町条例第88号) 白浜町立保育園条例施行規則(平成18年白浜町規則第41号)